

固定資産の縦覧と課税明細の確認

問い合わせ 資産税課 ☎229-3131(土地) ☎229-3132(家屋) FAX229-3331



固定資産税・都市計画税納税通知書の送付

平成25年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を4月1日(月)に発送します。それぞれの納付期限までに最寄りの金融機関などから納めてください。



期別	納期限
第1期	4月30日(火)
第2期	7月31日(水)
第3期	12月25日(水)
第4期	来年2月28日(金)

課税明細の確認

固定資産税・都市計画税が課税されている土地・家屋の所在地や価格などの課税の内容を確認するため、課税明細書を納税通知書に添付しています。(所有資産が多い場合は別途送付)

土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産の価格などを記載した帳簿の縦覧により、本人の所有する土地・家屋と他の土地・家屋との比較ができます。

縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)

ところ 資産税課(市本庁舎と久居総合支所内分室)、各総合支所市民福祉課 ※資産税課では、全市域分の土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧できますが、各総合支所市民福祉課では各総合支所管内分に限りです。

手数料 無料

	縦覧できる人	縦覧できる内容
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※縦覧帳簿のコピーはできません。土地・家屋の所有者名や税額などは、縦覧の対象には含まれません。

固定資産課税台帳の写しの交付

ところ 市本庁舎2階税務総合窓口、各総合支所市民福祉課(久居総合支所は資産税課分室)

※評価額や税額など課税の内容についての説明を希望する人は、資産税課までお越しください。

手数料 200円(縦覧期間中の4月1日(月)～5月31日(金)は納税義務者のみ現年度分に限り無料)

申請できる人	開示できる内容
固定資産税の納税義務者	当該納税義務者に係る全ての固定資産
土地(家屋)について、賃貸借その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する人	当該権利の目的である土地(家屋の場合は家屋とその敷地) ※当該権利を証する書類の提示が必要
1月2日以降に固定資産を取得した人など、固定資産の処分をする権利を有する一定の人	当該権利の目的である固定資産 ※当該権利を証する書類の提示が必要

郵送による請求 任意の用紙に「固定資産課税台帳(写し)請求」と明記の上、以下の必要事項を記入して資産税課(〒514-8611 住所不要)へ

必要事項 申請人の住所・氏名(押印)・電話番号、納税義務者の住所・氏名、申請人との続柄(申請人が納税義務者の相続人である場合は戸籍謄本、委任を受けた場合は委任状が必要)

同封するもの 返信用切手(140円)、運転免許証など申請人の確認ができる資料の写し

固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、4月1日に発送する納税通知書の交付を受けた日から60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。詳しくは、法務室(☎229-3116)へお問い合わせください。

申請者の本人確認

個人情報の保護の観点から本人確認を行いますので、納税通知書の記載内容などについてのお問い合わせや各種証明の申請のため、窓口へお越しの際には、運転免許証や納税通知書など、申請者本人であることを確認できるものを持参ください。また、電話で問い合わせる場合は、納税通知書と課税明細書をご用意ください。